

判例研究

〔商法 五二六〕

濫用的会社分割であるとして法人格否認の法理の適用が認められた事例

福岡地裁平成二三年二月一七日判決

平成二二年(ワ)第二一七〇号讓受債権等返還請求事件、請求認容(控訴)

判例タイムズ一三四九号一七七頁、金融法務事情一九二三号九五頁

金融商事判例一三六四号三一頁

〔判示事項〕

一 被告(新設会社)は、信義則上、分割会社と別法人であることを理由として、原告の本件債権に対する責任を免れることは許されない。

二 法人格否認の法理は、詐害行為取消権とはその要件及び効果を異にするものであって、詐害行為取消権が行使できない場合でなければ、法人格否認の法理が適用できないこともない。

〔参照条文〕

民法一条二項、同三項、会社法三条、七六三条、七六四
条、七六五條、七六六條、商法三七三條(平成一七年改正

前

〔事実の概要〕

Xは、債権回収や企業再生等を目的とする会社であり、金融機関から債権譲渡を受けた債権者である。

Y₁社(株式会社徳山マーマイド)は、後記の通り、A社(株式会社国際企画)から会社分割(新設分割)の手続によって設立されたパチンコ店の経営を目的とする会社であり、Y₁社が甲店舗の、Y₂社(有限会社田布施国際)が乙店舗の、Y₃社(株式会社ナイン、組織変更前は、有限会社ナイン)が丙店舗の経営をそれぞれ承継している。

A社は、パチンコ店の経営等を目的とする会社であり、

甲（屋号は、ニュー国際）、乙（屋号は、田布施国際）、丙（屋号は、ゆめ広場）等五店舗を経営していた。A社は元代表者b、その息子である現代表者c及びその親族が株式を所有する同族会社である。

Xは、平成一三年一月二六日、金融機関DからA社に対する債権の譲渡を受け、A社は上記債権譲渡を異議なく承諾した。A社は、平成一四年一月三一日時点で、欠損金七億五三八九円を超える債務超過にあった。なお、各店舗の不動産には、Xの他、各金融機関にそれぞれ被担保債権額が数億円の根抵当権が設定されていたが、Xは後順位の根抵当権しか有さず、各不動産の担保価値に照らして、根抵当権からの配当は全く期待できない状況であった。

A社の代表者cは、このままではA社は間もなく倒産すると考え、Yらの弁護士に相談するとともに、平成一五年一〇月までに営業上必要な債務の支払を除く各金融機関への支払を事実上ストップした。また、同年一月四日頃、Yらの弁護士は、cらA社グループ幹部とともに会議を行い、会社分割及び会社新設の方法によって再生を行うことを決めた。その骨子は、利益を上げられる事業は新会社に移転し、債権者と交渉して債務整理を行うこと、設立する会社の代表者は、A社の株主や債務の保証人に一切な

ないcの妻であるdとすることなどであった。A社は、同月一八日頃から各金融機関に対して再生スキームの説明を行った。Xに対しては、A社が会社分割の方法によって再生を行うことを説明して、これへの協力を求めたが、その際資料は一切示されず、具体的内容の説明もなかったため、Xは書類の提出や返済計画の明示をA社に要望して終了した。

A社は、訴外E社、Y₂社、訴外F社をそれぞれ会社分割により新設し、出資口数をすべてA社に割り当てて、甲、乙、丙各店舗の営業資産をそれぞれ、E社、Y₂社、F社に承継させる旨の分割計画書を作成し、平成一六年一月七日、その分割手続を実行した（以下「本件会社分割」という）。その代表者は、すべてdであり、この新設分割において、XのA社に対する債務は、それぞれE社、Y₂社、F社に引き受けられていない。また、同日、Y₃社、Y₂社もA社から新設分割により設立された。さらに、同年四月一日、A社はdに対してE社、Y₂社、F社、Y₃社の出資金を二〇〇万円（一社につき五〇万円）で譲渡した。

dはかなり以前にA社で働いていたことがあるものの、その後は長年専業主婦をしており、会社経営の経験は全くないが、cや親族の依頼を受け、新会社の代表者となるこ

とや出資金の譲渡を受けることを承諾していた。

当初の再建スキームは、新会社が金融機関から新たな融資を受けてAから各店舗の不動産を買い取り、不動産の担保を抹消することとし、それが無理な場合には、新会社がAに賃料を支払ってAがそこから第一順位の担保権者に優先的に弁済を行うというものであった。しかし、この計画には金融機関らが新たな融資に難色を示したため、新たな再建スキームを計画することとなった。

その内容は、金融機関らの債務については、債務引受や新たな借入及び返済を行うことによって新会社が債務を負担してその担保権は概ね温存すること、及び、新会社が別の金融機関からの新たな借入によって、返済を行い担保権の抹消を求めるという内容であったが、Xについては、単に担保の抹消を依頼するというものであった。Xは、上記スキームの送付を受けてYらの弁護士と面談したが、Xには、担保の抹消料として各店舗一〇〇万円を支払うが、それ以外は一切支払を行わないというものであったため、Xは、約五〇億円という残債務に照らして上記提案には到底応じられないという態度であった。その後、Yは担保抹消料を一店舗五〇〇万円にするという提案を行ったがXの態度は変わらなかった。

平成一六年五月一日付で、Yの弁護士は、Xに対して、再建基本スキームのうち、金融機関から融資を受けて不動産を買い取るというのは間違いであるなどとして、E社及びF社の不動産については会社分割を原因とする所有権移転登記手続を行うなどとしたAグループ再生基本スキームを送付した。その後、平成一八年三月から平成一九年七月にかけて、E社、Y₂社、F社に会社分割を原因として所有権移転登記手続をし、さらにY₁に売買を原因として、所有権移転登記手続を行って、Y₁代理人としてXに対して、当該不動産の根抵当権の消滅請求を行った。このため、Xは、根抵当権の抹消に応じざるを得なくなった。

その後、E社については、平成一九年一〇月三十一日にG社に吸収合併され、さらに平成二二年三月一日、G社はY₁に吸収合併された。また、F社については、平成一九年一〇月三十一日、Y₃に吸収合併された。

なお、その他のAが経営していた店舗で、経営の統廃合によって営業を止めたもの以外は、dが代表者を務める各新会社によって、それぞれ従前の同一の施設を利用して、同一の屋号で経営されており、本件会社分割等一連の手続によっても営業を中断することなく、中心となる従業員も変わることなく営業を続けていた。また、dは、それぞれ

の新会社代表者として、A 社当時の c と同様にファックスによる報告を受領して、必要があれば指示を出すという方式で経営を行っているものの、d と同居する c (A グループの関連会社の従業員として給与を受領している) が、A グループのアドバイザーとして、d から適宜経営に関する相談を受けている。

このような状況に対して、X は、訴外 A が会社分割制度を濫用して、経営するパチンコ店各店について新会社として Y 社らを設立してその営業を Y 社らに移転させ、X の A 社に対する債務を不当に免脱したとして、Y 社らの法人格を否認し、Y 社らに対し、X が A 社に対して負担する債権の支払を求めたのが本件である。

〔判決要旨〕

「X は、法人格否認の法理のうちいわゆる法人格濫用の類型に該当する旨を主張しているところ、これが認められるには、① 法人格が支配者により意のままに道具として支配されており (支配要件)、かつ、② 支配者が違法または不当な目的を有すること (目的要件) が必要である (最高裁第二小法廷昭和四八年一〇月二六日判決・民集二七卷九号一二四〇頁)。」

支配要件について

「A 社は、その株式の七〇パーセントを有する c を含む親族がすべての株式を所有する完全な同族会社であったところ、その経営再建のために、本件会社分割を行うことを計画し、その際、株主や連帯保証人となっている c やその他の親族は、新会社の所有及び経営には直接関与せず、後方にて支援することとされ……、株主にも連帯保証人にもなっていないかった d を新会社の代表者としたというのである……。

また、d は、専業主婦をしていたもので、c の妻として A 社の仕事を手伝った以外には経営に関与した経験は全くないところ、……出資持分取得や抵当権消滅請求の具体的経緯もほとんどわからないというのである。

さらに、d が、新会社の経営に関与しているとしても、d 及び c の自宅に経営状況の報告がファックス送付され、d と c が適宜相談の上で必要に応じて指示を出しているというのであって、ファックスの宛先や指示の名義が変わった以外は、実質的には本件会社分割前とほぼ変わらない方式によって新会社の経営が行われているというのである。

加えて、A 社が経営していたパチンコ店舗で、経営の統廃合等により営業を止めたもの以外は、d が代表者を務め

る各新会社によって、それぞれ従前の同一の施設を利用して、同一の屋号で経営されており、上記会社分割によっても営業を中断することなく、中心となる従業員等も変わらずに営業を継続しているというのである。

上記事情に照らせば、本件会社分割前のA社と本件会社分割後のYらでは、その事業態様や支配実態は実質的に変化がないと評価せざるをえず、法人格が支配者（c及びその親族）により意のままに道具として支配されている（支配要件）というべきである。」

目的要件について

「A社は、経営する各パチンコ店舗自体の収益力はあるものの、巨額の金融機関に対する負債を抱えて、各債権者と協議を行って分割返済を行っており、特に、債務額の半分近くを占める最大債権者のXには毎月一〇〇〇万円近い分割返済を行っていたため、このままではいずれ倒産するとして、パチンコ店舗の経営は温存しつつ、本件会社分割を利用した債務整理を行おうと計画したが、本件会社分割を行うにあたっては、Xに対して、何らかの再建スキームを行うことを伝えたものの、その具体的内容は、本件会社分割から四か月経過するまで一切明らかにしていない。

その間、A社は、配当の見込みがある先順位の担保権を

有する他の金融機関に対しては、債務の弁済等について何度も交渉を行っている（最終的には、担保権による配当見込金額を遙かに超える債務引受に応じている。）。

一方、A社は、Xに対して、債務額の半分程度を有する最大の債務者であるにもかかわらず、担保抹消料以外には全く支払は行わないという態度を一貫してとり、弁済についての交渉にも一切応じていない。

さらに、A社は、パチンコ店舗の不動産は新会社には承継しないという前提で本件会社分割を行いながら、その後の金融機関との交渉等の都合によって不動産を新会社に承継させる必要が生じると、Xに対する説明を変え、本件会社分割当初から上記不動産が譲渡されていたかのような移転登記手続を行って、最終的には、Xに対する抵当権消滅請求を行っているというのである。

上記経緯等に照らせば、A社が行おうとした今回の再建スキームの主な目的は、A社の債務の半分近くを占めるXの債務の支払を免れることにあったといわざるをえない……。

そして、Xに対する説明や交渉の態度は、他の債権者に対する態度とは明らかに異なっており、当初は再建スキームの具体的内容を明らかにしなかったばかりか、説明の具

体的内容にも明らかな変更があり、また、資料等の提供は行うものの、他の債権者と異なつて抹消料以外には一切交渉に応じないというものであつて、後記のとりの各債権者への弁済見込み等に照らせば、Xへの対応はあまりに不誠実というべきである。

また、A社が行つた本件会社分割手続も、その後の他の金融機関との交渉の都合等に応じて事後的に変更しているなど、A社が会社分割についての法律上手続を遵守していない可能性が高く、本件会社分割制度を上記再建スキームの単なる道具として利用しようとした意図がうかがわれる。」

「A社は、Y₂、E社、F社に承継されたものだけでも、三億五〇〇〇万円を超える担保権の負担がない資産を有していたところ、Xは、A社の債務の半分近く……を有していたというのであるから、本件会社分割が行われずに破産手続が行われた場合でも、少なくとも一億円を超える配当が期待できる状態にあつたといえる。

しかし、本件会社分割（その後の不動産の移転登記や新会社の株式譲渡を含む。）によつて、A社から弁済や配当を受けられる可能性はほばないに等しい状態となつており、A社からの担保抹消料の申出も当初で九〇〇万円、最大で

も四五〇〇万円であつたというのである。

一方、X以外の債権者の債務は、本件会社分割が行われずに破産手続が行われた場合には、担保不動産からの配当見込金額を除いて、Xよりも少ない配当額をX以外の債権者で債権額に応じて配分せざるをえない状態であつたところ、本件会社分割によつて、営業上必要な債務についての債権者は、担保権を有さなくても、その全額が新会社に承継されて弁済を受ける見込みがあり、また、先順位の担保権を有する金融機関……の債務も担保不動産からの配当見込金額（約九億〇九五〇万円）を大きく超える約二〇億円が新会社に承継されて、各パチンコ店舗の収益や債務状況等に照らせば、その相当部分の回収が期待できる状態となつているというのである。

上記結果は、破綻状態にあつたA社について破産手続あるいは民事再生手続が行われた場合と比較して、明らかに債権者間の公平を欠く極めて恣意的なものであり、担保権の順位及び状況、民事再生手続において営業上必要な債務がある程度優先される面があることなどを考慮しても、著しく公平性を欠くものであつて、信義則に反するというべきである。」

「以上によれば、A社は、債権者のうちXに対する債務

支払を恣意的に免れることを意図して、会社分割制度を形式的に利用あるいは濫用して再建スキームを実行したといわざるをえず、違法または不当な目的を有していた（目的要件）というべきである。」

「この点について、Yらは、A社が、実際に破綻状態にあり、その再建のために本件会社分割を実行したものであって、旧商法及び会社法によって認められており、必要があれば詐害行為取消権の行使等の方法も選択できる、Xの大阪支店が、別件でこの方法を利用したスキームによって一億円を回収している、Xは、本件債権を、ゼロないしそれに近い備忘価格で取得しているなどと主張する。

しかし、上記のとおり、A社が会社分割についての法律上の手続を遵守していない可能性が高い上、仮にこれを遵守していれば、どのような内容の会社分割を行っても信義則上の問題は生じないというものではない。また、法人格否認の法理は、詐害行為取消権とはその要件及び効果を異にするものであって、詐害行為取消権が行使できない場合でなければ、法人格否認の法理が適用できないこともない。X大阪支店が関与した件の具体的内容及び本件との異同は明らかでない上、Yら弁護士からの申出に依じて、双方合意の上で根抵当権を抹消して債権の一部の弁済を受けた

としても、Yら弁護士提案のスキームの正当性を全面的に承認したとはいえず、直ちに本件においてXの主張が信義則に反するような事情もうかがわれない。

さらに、債権譲渡の価格は、譲渡当事者間の債権回収の見込みや手間等を考慮して両当事者の合意で定められるものであり、その金額が、債務者であるA社が支払うべき債務額及び内容に何ら影響を与えるものではない。

以上のとおり、Yらの主張はいずれも採用できない。」

「したがって、Yらは、信義則上、A社と別法人であることを理由として、Xの本件債権に対する責任を免れることは許されない。」

〔研究〕

判旨に賛成。

一 本件は、いわゆる濫用的会社分割について、法人格否認の法理の適用が認められた事例である。会社分割制度は平成一二年商法改正で新設された制度であるが、新設分割については新設分割会社（新設分割をする会社、以下では、分割会社という）が新設分割設立会社（新設分割により設立する会社、以下では、新設会社という）の債務について、分割会社の債権者となる者は、債権者異議手続の対象外と

されているため、債務超過の会社の事業再生において、有望な事業資産と特定の債権を新設会社に引き継ぎ、残りの債権については分割会社に残して精算するといった、いわゆる濫用的な会社分割が行われることがある。このような方法が用いられた場合、新設会社の株式が分割会社に交付されているとはいえ、新設会社に引き継がれた債権者は、ほぼ完全な弁済を受けることが期待できるのに対して、分割会社に残された債権者は残余財産からの回収しか期待できないこととなり、分割会社に残された債権者が害される恐れがある。

これまで同種の事案では、法人格否認の法理による救済の他にも、会社分割無効の訴えによる方法、詐害行為取消権による方法、破産法上の否認権による方法、会社法二二条（商号続用）の類推適用の方法で責任を追及する裁判例が存在する。本件では、法人格否認の法理が適用されるための要件を満たすか詳細に当てはめを行った上で適用を認めているが、その前提として、そもそも制度的に認められた会社分割が濫用的になる場合とはどのようなときか、また、どのような点に制度上の問題があるのか、判旨でも言及があるように、その他の救済方法との関係などを検討する必要があると思われる。そこで、まずは、関係する会社

分割の制度について確認してみたい。

二 会社分割は、株式会社または合同会社が、その事業に關して有する権利義務の全部または一部を、分割後他の会社（承継会社）または分割により設立する会社（設立会社）に承継させることを目的とする会社の行為である（会社法二条二九、三〇号）（江頭憲治郎『株式会社法（第四版）』八二四頁（有斐閣・二〇一一年））。本件では新設分割が行われており、この場合、新たに設立される会社对新設分割計画の定めに従って、事業に關して有する権利義務が承継され、分割会社は権利義務の承継の対価（株式に關しては必ず、その他社債、新株予約権（会社法七六三条六号、八号、一〇号）が交付される（また、会社法制定以前に「人的分割」と呼ばれた、新設会社の株式を分割会社の株主に交付する方法もあり得る（会社法七六三条一二号））。

制度は平成一二年の商法改正により導入されたもので、平成一七年商法改正時に人的分割の制度を廃止して、これを物的分割と剰余金の配当という方法に変えた他は、基本的枠組みを維持している。

会社分割を行う際に債権者がいる場合には、既に述べたように、新設分割については、新設会社に対して債務の履

行を請求することができない新設会社の債権者が異議を申し立てることができることのみを規定している（会社法八一〇条一項二号）。このため、分割会社に残される債権者は、会社分割について異議を述べることができない。その理由としては、「分割会社は設立会社または承継会社に移転した純資産の額に相当する設立会社または承継会社の株式を取得するため、その財産状況に変動がなく、その責任財産は従前のままであることから、分割後もなお分割会社に対して債権の全額を請求できる債権者に関しては、債権者保護手続を取る必要がない」と説明される（原田晃治「会社分割法制の創設について」中平成一二年改正商法の解説」商事法務一五六五号一四頁以下（二〇〇〇年）。また、新設分割無効の訴えの原告適格についても同様で、新設会社の債権者についてしか認めておらず（会社法八二八条二項一〇号）、分割会社の債権者はその対象となっていない。

以上のような制度設計から、前述したような濫用的な会社分割が行われることがある（平成一二年の制度導入時から債権者保護の問題点を指摘するものとして、宮島司「企業再編における債権者保護」法学教室二四三三三頁（二〇〇〇年））。

三 このような濫用的会社分割に対しては、本件で適用の

可否が検討された法人格否認の法理以外にも、会社分割無効の訴え、会社法二二条一項（商号統用責任）の類推適用、詐害行為取消権、破産法上の否認権が主張されてきた。ここでは、本件に関係する詐害行為取消権と法人格否認の法理について学説と裁判例の状況を概括してみたい（濫用的会社分割に関する裁判例を整理、検討するものとして、黒木和彰・川口珠青「濫用的会社分割をめぐる問題点」金融法務事情一九〇二号六三頁（二〇一〇年）、難波孝一「会社分割の濫用を巡る諸問題」判例タイムズ一三三七号二二頁（二〇一一年）、森本滋「会社分割制度と債権者保護」金融法務事情一九二三号二八頁（二〇一一年））。

まず、詐害行為取消権による方法であるが、立法立案者は、濫用的会社分割の是正手段として詐害行為取消権によることを想定していた（相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔編『論点解説 新・会社法』六九〇頁（商事法務・二〇〇六年）では、「たとえば、分割対価が承継する権利義務の価値に比して不当に低額である場合など、分割会社の残存債権者を害するような吸収分割または新設分割がされた場合には、当該債権者は、民法の原則どおり、詐害行為取消権（民四二四条）により保護されるべきこととなる」と述べており、濫用的会社分割まで想定しないようにも読み取れ

る)。しかし、そもそも取引行為の取消を想定している詐害行為取消権（民法四二四条）が、財産権を目的とする法律行為を対象としていることから、会社分割という組織行為に利用できるのかについては議論がある。裁判例は、「新設分割は、新設分割会社がその事業に関して有する權利義務の全部又は一部を新設分割設立会社に承継させる法律行為であり、その事業に関して有する權利義務とは正に財産権であるから、新設分割は、財産権を目的とする法律行為にはかならないというべきである」（東京地判平成二二年五月二七日、判例時報二〇八三号一四八頁、判例タイムズ一三三三二二〇六頁。控訴審である東京高判平成二二年一〇月二七日でも引用、金融法務事情一九一〇号七七頁、金融商事判例一三五五号四二頁）として、その適用を認めている。また、濫用的会社分割における詐害行為取消権の要件として、残存債権者は、①債権者は債務者に対して債権を有していること、②債務者が債権者を害する財産権を目的とする法律行為をしたこと、③当時債務者は無資力であったことを主張立証することが必要と指摘するものがある（前掲難波二四頁）。なお、本件では、詐害行為取消権を主張することも可能であったように思われる。

次に、法人格否認の法理についてであるが、法人格否認

の法理は判例法上認められたものであり、その要件は、本件でも引用される最判昭和四八年一〇月二六日によると、まず法人格が否認されるためには、法人格の形骸化あるいは濫用されていることが必要であるとされ、今回問題となる濫用事例については、①支配の要件と②目的の要件が必要であるとされる。また、法人格否認の法理は一般条項的な性格のものであるため他の法律構成によっては衡平な解決が導けない場合にのみ適用すべきであるという見解が有力であり（江頭憲治郎編『会社法コンメンタール』九二頁〔後藤元執筆部分〕（商事法務・二〇〇八年）、本件判旨でも言及があるように、上述した解決策との適用の順序について議論がある。

そのためか、これまで濫用的会社分割で法人格否認の法理の適用について争われた事例は多くなく（なお、判例集未登載の事例も含めて紹介するものとして、元芳哲郎・豊田愛美「会社分割と法人格否認の法理」判例タイムズ一三六九号五八頁（二〇一二年）、肯定例としては、福岡地判平成二二年一月一日（金融商事判例一三六四号四二頁、金融法務事情一九一〇号八八頁。判例評釈として、片木晴彦・私法判例リマックス四四号（二〇一二年（上））八二頁（二〇一二年）、水島治・武蔵大学論集五九卷四号一七

頁(二〇一二年)、東京地判平成二二年七月二二日(金融
 法務事情一九二二号二一七頁。判例評釈として、弥永真
 生・ジュリスト一四一八号五二頁(二〇一一年)、渡邊博
 己・京都学園法学六五号一五九頁(二〇一一年)がある。
 前者は、分割会社がパチンコ店舗を経営していた本件に類
 似する事例で、金融機関から債権譲渡を受けた原告と事業
 再生の方法について協議していたが、原告との合意を得な
 いまま、原告に秘匿して、営業上の債務のみを新設会社に
 承継させる会社分割を行い、さらに分割会社に交付された
 新設会社の全株式を一〇円(一株一円)で譲渡し、その後、
 当該新設会社は一〇〇株分の増資を行ったというものであ
 る。判旨では、「会社分割では、原告に対する債権者保護
 手続を要せず、その分割手続自体に違法があったというこ
 とはできないものの、本件会社分割では、通常想定される
 分割手続のみならず、その後本件株式譲渡と本件増資が
 一連一体のものとして行われ、それが原告の利益を著しく
 害し、原告との関係において信義に反することは上記判示
 のとおりである……会社分割において、被告ら会社は、被
 告Y₅(筆者注…新設会社)が原告に対する債務を承継しな
 い……ことを目的とし、少なくともそのような結果になる
 ことは十分に了解し、それを許容した上で、本件会社分割

を実行し、その後の本件株式譲渡や本件増資を行ったもの
 であり、その目的に、被告Y₅の法人格や会社分割制度を濫
 用とする不当な目的が認められ、かつ、被告Y₁(筆者注…
 分割会社)と被告Y₅に強い一体性が認められることにかん
 がみれば、原告との関係では、信義則上、被告Y₅の法人格
 を否認し、被告Y₁と被告Y₅を同視するのが相当である」と
 しており、本件のように会社分割を使って積極財産を切り
 出してしまふことで、債権者の回収額を著しく減少させる
 点と一連の行為の悪質性を重視しているように思われる。

後者の裁判例は、被告会社は会社分割に先立ち、公告方
 法を地方紙(千葉日報)に、会社所在地も東京都千代田区
 から千葉県印旛郡に変更し、新設会社に本件売掛債務を承
 継し免責的に債務引受を行うことを定めた会社分割を行い、
 同紙に上記内容を公告した上で会社分割がなされたという
 事案である。判旨では、「原告代理人が……法的手続をと
 る可能性を明らかにした後である……こと、分割計画書に
 よれば、引き継がれる債務八一六八万四一三三円の大部分
 が本件売掛債務六〇九六万五九六九円であり、引受人が免
 責的債務引受を行うことが定められていること、本件売掛
 債務は既に弁済期を経過しているにもかかわらず、引き継
 がれる現金は一一〇〇万円に過ぎないこと……現実引受

人から本件売掛債務の弁済がされていないこと……に加えて、本件会社分割を行う直前に被告会社の本店所在地を千葉県に移し、原告に対する個別の催告を要しないように公告の方法を変更したことを併せ考慮すれば、本件会社分割及び分割計画の中で免責の債務引受を定めたのは、被告Y（筆者注…分割会社）において本件売掛債務を免れる目的で行われたものと認めるのが相当である」として、法人格否認の法理の適用を認めている。本件とは債務者である会社が新設会社となっている点異なるが、債権者の回収額を減少させる点、会社分割のための一連の手続が債務を免れる目的でなされたことが重視されているように思われる。

否定例としては、大阪地判平成二二年一〇月四日（金融法務事情一九二〇号一一八頁。判例評釈として、弥永真生・ジュリスト一四二四号五四頁（二〇一一年）、黒田直行・J A 金融法務四七六号五五頁（二〇一一年）、コーエン・ズ久美子・山形大学法政論叢五三三頁一頁（二〇一二年）がある。当該判旨では、会社分割をした際に債務を引き継がないことを債権者に説明していたことから、会社法二二条一項の類推適用を認めないとした上で、法人格否認の法理の適用については、本件と同じように、支配の要件と目的の要件が必要と述べ、支配の要件については、新設会社

の株式の全部を分割会社が保有していることから支配の要件は容易に認めることができるとしながら、目的の要件については、会社分割手続と法人格否認の法理について、「本件会社分割は、新設・物的分割であるところ、同分割手続においては、分割会社の純資産総額に変動を生じないことに鑑み、法律上債権者保護手続は設けられていない……。したがって、新設・物的分割が行われた結果、分割会社の債権者の強制執行の引き当て財産に変動を生じるとの結果は法が是認するものであるから、債権者としても、特段の事情がない限りこれを是認せざるを得ないというべきである……。……本件会社分割の結果、事業用負債……

は被告に引き継がれて弁済を受けることができる反面、それ以外の負債は旧Y（筆者注…商号変更前の分割会社）に残存する結果、弁済を受けられる割合は僅少なものとどまることとなる。以上によれば、形式的に見る限り、債権者平等原則を充足した結果になるとはいえないことが明らかである。しかしながら、事業継続上不可欠な債務は、事業維持を前提とする……倒産処理手続においても、一定の要件のもとで随時の弁済をすることができる……こと、事業維持を前提とする破綻処理の場合には、事業を継続して得た収益をもって配当原資に充てることが予定されている

ことに鑑みれば、事業用負債を承継する一方、それ以外の負債は承継しないとしても、直ちに、承継しなかった債務について弁済を免れるために行われたと推認することはできないというべきである」と述べた上で、会社分割に「目的の要件」が推認できるのは、①倒産状況にないにもかかわらずこれを偽装して行われた、②会社分割の内容が、実質的にみても債権者平等原則の要請に著しく反する、③会社分割の内容が、分割会社の債権者に対する配当の見込みを明らかに減少させる、④会社分割の手續において、財産状況等について明らかに虚偽の説明を行った、等特段の事情がある場合であるが、①から④には当たらないとして、法人格否認の法理の適用を認めなかった。当該判旨では、債権者の回収可能額の変動はある程度許容しているようにも読み取れる。この点、会社分割により分割会社の一般債権者の配当率が下がることが立証されていないため、本件会社分割には詐欺性、偏頗性が認められないとの指摘もある（前掲難波二八頁）。

四 本件の争点は、主に法人格否認の法理の適用の有無についてであるが、詐害行為取消権との関係についても判旨で触れられているため、まずは、この点から検討してみたい。

本件判旨では、「会社分割についての法律上の手續を……仮にこれを遵守していれば、どのような内容の会社分割を行っても信義則上の問題は生じないというものではない。また、法人格否認の法理は、詐害行為取消権とはその要件及び効果を異にするものであって、詐害行為取消権が行使できない場合でなければ、法人格否認の法理が適用できないこともない」と述べて、併存的に主張可能であることを付言している。

この点、法人格否認の法理は前述したとおり、一般条項的な性格のものであるため他の法律構成によっては衡平な解決が導けない場合にのみ適用すべきであるという考え方が一般的ではあるが、詐害行為取消権は一般的に取引行為を対象とした制度であることから、組織法上の法律行為である会社分割に適用可能なのかという点で議論がある。この点、詐害行為取消権によって濫用的会社分割の救済が争われた事件で、「新設分割は、新設分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を新設分割設立会社に承継させる法律行為であり、その事業に関して有する権利義務とは正に財産権であるから、新設分割は、財産権を目的とする法律行為にほかならないというべきである」（前掲東京地判平成二二年五月二七日）と述べて新設会社

の価格賠償を認めている。

ただし、その要件は詐害行為取消権においては前に挙げたような要件が（詐害行為取消権の一般的な要件として挙げられるのは、①債権者側の被保全債権が金銭債権であること、②詐害行為前に債権を取得していること、③債務者側の客観的な要件として、債権者の無資力であること、④財産権を目的とする法律行為であること、⑤主観的要件として悪意のあること、⑥受益者・転得者に悪意のあることとされる。内田貴『民法Ⅲ〔第三版〕』三〇二頁（東京大学出版会・二〇〇五年）、法人格否認の法理についても前述したように法人格の濫用事例については支配と目的の要件が要求されており異なっている。少なくとも本件では、目的の要件に該当するかについて詳細な検討を加えており、詐害行為取消権が認められた事例とは差異があるように思われる。

両者が適用されたときの効果も、そもそも詐害行為取消権は詐害行為の取消が本来的な効果であるから、法人格否認の法理の効果とは異なる。しかし、詐害行為取消権については価格賠償が認められるから法人格否認の法理が適用された結果と実質的に類似した結果となっている。

ところで、本件判旨は、両者の効果と要件が異なること

から、両者は併存的に主張可能であるというように理由付けているが、両者の趣旨に立ち返って考えると、濫用的会社分割は、法人格を利用して責任を回避するという、まさに法人格否認の法理の救済の対象とするところであり、法人格否認の法理の主張は少なくとも可能であると考ええる。なお、本件では、類似事例である福岡地判平成二二年一月一四日で法人格否認の法理の適用が認められたため、同様の法律構成を用いたとも考えられるが、結論には賛成できる。

次に、濫用的会社分割において、法人格否認の法理の主張は可能であるという考えの上で、当該事例では何を保護する必要があるのかについて検討してみたい。濫用的会社分割の事例を検討する論考では、（程度の問題はひとまず置いておいて）債権者の平等を強調するものがある（前掲難波二九頁以下）（本件のような事例では、新設会社の債権者は一〇〇%の弁済が得られる一方、分割会社の債権者は会社分割前よりも積極財産の流出により回収見込額が減少している）。この点、新設会社の債権者が一〇〇%の弁済を得られる地位を獲得したとしても、分割会社に残された債権者の回収見込額が減少しないならば、当該債権者は会社分割によって損害を被っているとはいえない（特に、

詐害行為取消権での主張によることはできないだろう。

このような考え方に立つと、債権者によって配当率に差が出る場合でも、会社分割が制度として定められており、その中で分割会社の債権者には債権者保護手続が用意されていないから、これまで検討してきた方法による救済しか取ることができない。そうすると、それらの方法が濫用的会社分割の事例について保護する対象は、分割会社の債権者の回収見込額を減少させないことであるように考えられる。

これに対して、前述した法人人格否認の法理の否定事例である、大阪地判平成二二年一〇月四日では、「新設・物的分割が行われた結果、分割会社の債権者の強制執行の引き当て財産に変動を生じるとの結果は法が是認するものであるから、債権者としても、特段の事情がない限りこれをは認せざるを得ないというべきである」と述べている。確かに、このように考える点にも一理あるが、当該事例には、分割会社の一般債権者の配当率が下がることが立証されなかったため、目的の要件を具備していない判断されたという指摘がある（前掲難波二八頁）。ことに着目すると、前述の肯定事例を検討するに、その違いはやはり分割会社の債権者の回収見込額が低くなったか否かという点にあるように思われる。そこで本稿では、濫用的会社分割において法

人格否認の法理が問題としている状況は、分割会社に残された債権者の回収見込額が減少するか否かという点であることに着目して、本件への当てはめを検討してみたい。

本件判旨は、Xには、会社分割が行われなければ少なくとも一億円を超える配当見込みがあったにもかかわらず、本件会社分割によって、弁済や配当がほばないに等しい状態となっており、A社からの担保抹消料も最大で四五〇〇万円であった一方、X以外の債権者は、会社分割が行われなければ担保不動産からの配当を除いて、Xより少ない配当をX以外の債権者で債権額に応じて配分せざるをえない状態であったところ、本件会社分割によって、担保権を有さなくても全額の弁済を受ける見込みがあり、担保権を有する金融機関の債務も担保不動産からの配当見込額を大きく超える約二〇億円が新会社に承継されて、その相当部分の回収が期待できる状態となっており、明らかに債権者の公平を欠く極めて恣意的なものであると指摘して、著しく公平性を欠くものであって信義則に反するというべきと述べている。

そして、A社は債権者のうちXに対する債務支払を恣意的に免れることを意図して、会社分割制度を形式的に利用あるいは濫用して再建スキームを実行したといわざるをえ

ず、違法または不法な目的を有していたとして、目的の要件を満たすとしている。

本件判旨では、目的の要件の認定の理由として、Xへの債務支払を恣意的に免れるために会社分割制度を利用している点を挙げており、その前提として、前述のような経緯から債権者間の公平性を欠くことを指摘している。この点、前述したように会社分割においては、会社分割の結果として、分割会社に残される債権者と新設会社に承継される債権者の回収見込額に差異が生じても、会社分割前の債権者の回収見込額が確保されていれば、本件判旨の考え方に即しても、著しく公平性を欠くということにはならないと思われる。本件は、まさに分割会社に残された債権者であるXの回収見込額を減少させる事例であるので、本件判旨は妥当であろう。ただし、仮に上記のような回収見込額に着目した考え方によるならば、債権者間の公平性に言及する必要性は低かったように思われる。

ところで、本件でも法人格否認の法理が認められた場合には、新設会社に原告の債権の全額を請求することが可能になり、新設会社にその支払能力がないか、あっても、新設会社に承継された債権者の債権の弁済ができなくなるときには、原告の請求により新設会社の債権者の債権が場合

によっては分割前の回収見込額を下回る可能性もある。この点は、詐害行為取消権によっても請求権者の事実上の優先弁済が認められており同様である。根本的な解決としては、債務超過時の会社分割においては、新設会社に承継される債務の額は、その額面ではなく、評価額（回収見込額に応じた割合）で承継させるようにすれば、分割会社、新設会社の債権者の回収見込額には変動はないこととなるので、回収見込額に着目すれば好ましい処理となる（例えば、債務が一〇億円で積極財産が一億の会社の場合、その回収見込は一〇％である。現状では、積極財産五〇〇〇万円を新設会社に承継させる際に、四九〇〇万円の負債も同時に承継させれば、分割会社に交付される株式の価値は一〇〇万円と算定されていたが、負債を回収可能額で算定すると、分割会社に交付される株式価値が一〇〇万円となるためには、四億九〇〇〇万円の負債を承継しなければ、分割会社の株主が不利益を被ることになる。このように考えると、分割会社、新設会社の債権者の回収見込額には変動はないこととなる）。ただし、このような分割が行われなかった場合の救済手段は、これまで検討してきた商号続用責任、詐害行為取消権、法人格否認の法理によることとなり、それが認められた場合、回収見込額に限定した請求ではなく、

債権の額面での請求が認められることとなるから優先弁済の問題が発生する問題は依然として残る。詐害行為取消権については、債権法改正の議論の中で、すべての債権者が権利行使できるようにする方向で検討され（法務省民事局参事官室が公表した「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」の中では、第10 詐害行為取消権、3 効果に関する規定の見直し、(1) 債権回収機能（事実上の優先弁済）の当否において、「このような債権回収機能（事実上の優先弁済）に関しては、民法第四二五条の『すべての債権者の利益のため』との文言に反し、本来の制度趣旨を逸脱するものであるとの指摘や、債権回収に先に着手した受益者が遅れて着手した取消債権者に劣後するという結論には合理性がないといった指摘がある」として検討対象とされている。商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明』八四頁（商事法務・二〇一一年）、そのように立法化された場合には優先弁済は当然には認められないものの、濫用的会社分割については、このような改正があったとしても、新設会社の債権者は依然として詐害行為取消権の利益を受けないこととなるように思われ問題が残る。

五 最後に、平成二四年八月一日に法制審議会会社法部会

にて決定された「会社法制の見直しに関する要綱案」で言及されている債権者保護との関係について検討していきたい。

同要綱案の第二部第五「会社分割等における債権者の保護」1「詐害的な会社分割等における債権者の保護」の①では、「吸収分割会社又は新設分割会社（以下「分割会社」という。）が吸収分割承継会社又は新設分割設立会社（以下「承継会社等」という。）に承継されない債務の債権者（以下「残存債権者」という。）を害することを知って会社分割をした場合には、残存債権者は、承継会社等に対して承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるものとする。ただし、吸収分割の場合であって、吸収分割承継会社が吸収分割の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでないものとする。」としている。

同要綱案は、従前から指摘されてきた本稿での問題点の根本的な解決を目指している点では評価できる（平成二二年改正時には、「昭和四四年の商法改正研究会私案および昭和六一年の商法改正研究会修正私案は、分割会社が負担していた債務については、分割後の各会社が連帯債務を負うことを原則としていたが、財産を複数の会社に分割しながら、債務が各会社の連帯債務となるとときは、営業

を移転したにもかかわらず、その営業から生じた債務を分割会社がお負担することになり、会社分割の目的を達成することができない場合が生じ得る。そこで、改正法は、分割会社の債務につき、原則として各会社の連帯債務とするという方法を採用しなかったものである」(前掲原田一四頁)としており、当初の目的は失うことになりそうである。

また、昭和四四年及び昭和六一年でも、平成二四年の要綱案と同じような提案内容だったにもかかわらず、なぜ平成一二年改正がこのような形で行われたのか検証する必要があるように思われる。上記のような規定を導入すると、特定の債権者を分割会社に残し、積極財産を新設会社に移転して事業の継続を図ることは難しくなると思われ、上記で提案したような債権者の回収可能額を維持する割合での会社分割が促されれば本件のような事例は少なくなるのではないかと思われる。ただし、濫用的会社分割が実際に行われた後の救済の場面では、優先弁済の問題から新設会社の債権者の回収可能額が確保されない場合があり得、問題が残る。

〔付記〕 なお、本件を紹介、検討するものとして、谷本誠司・銀行法務21・七三二号六一頁(二〇一一年)、同・銀

行法務21・七四二号五七頁(二〇一二年)、中村信男・税経システム研究所 Monthly Report 三四号一八頁(二〇一一年)、高間佐知子・法学新報一一八巻一一・一二号一九三頁(二〇一二年)、高橋英治・ジュリスト一四四〇号一〇五頁(二〇一二年)がある。

長畑 周史